

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

総務局	(25年度)	
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>17. 緊急雇用創出事業－震災対応等臨時職員雇用事業について</p> <p>(3) ハローワークの求人票の記載事項について（指摘）</p> <p>平成 24 年度は、市長部局においてこの事業により延べ 492 名が採用され、任意に抽出した 11 名分にかかる求人票 10 件を閲覧し、ハローワークの求人票の作成（必須）要件の記載の有無を検証したところ、3 つの要件がもれなく記載されているのはサンプル 10 件中 3 件にとどまり、3 つとも記載されていないのは 10 件中 3 件にのぼった。</p> <p>平成 24 年度は要件が緩和され、被災求職者の場合は、既に緊急雇用創出事業により通算 1 年間雇用されたことがある者もこれまでの雇用期間によらず再度の雇用が可能となったにもかかわらず、「緊急雇用創出事業により就労したことがない人」という誤った記載がなされていた求人票も存在した。担当者によると過年度の求人申込書の記載をそのまま踏襲してしまったということである。</p> <p>要件が記載されていない、または不十分な場合、この事業の対象者ではない求職者が応募し、当該求職者に対し担当課による面接が行われる可能性も否定できず、求職者に無用な混乱を生じさせ、各課担当者に無用な労力を費やさせることにもつながりかねない。また、求人票に誤った記載を行った場合、本来ならこの事業の対象となるにもかかわらず応募ができないとの誤解を招きかねず妥当ではない。</p> <p>この事業により採用を行う場合には求人票に必要かつ適切な事項を記載して求職者に対し募集の条件を明示しなければならない。</p>	<p>緊急雇用創出事業による臨時的任用職員の募集・採用に当たっては、ハローワークの求人票に必須要件（緊急雇用創出事業であること、被災求職者が対象であること、市内に在住し又は市内の事業所に勤務していた者が優先されること）を明確に記載することとし、この取扱いが全庁的に周知徹底されるよう、平成 26 年 2 月 13 日付けで各課公所長あてに通知した。また、平成 26 年 8 月 8 日付けで改めて各課公所長あてに通知することにより、更に全庁における周知徹底を図った。</p>	